

子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

※平成28年度から実施

目的

- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

事業内容

- ①及び②の支援を組み合わせることを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。
 - ① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
 - ② 学習習慣の定着等の学習支援
 - ③ 食事の提供



《②：東京都世田谷区》



《②：東京都江戸川区》



《③：北九州市》

実施体制・実施方法

- 地域の学生や教員OB等のボランティア等で、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。
- 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。
(食材費は、実費徴収可)
- 支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村
(事業の全部又は一部を民間団体等に委託可)

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【令和4年度予算案】 母子家庭等対策総合支援事業(160億円)の内数
【R1実績(延べ利用人数)】 285, 370人

<実施場所>
児童館、公民館、民家等



コーディネーター・管理者



地域の支援スタッフ
(学生・教員OB等)

<支援の内容(例)>

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



リスクコミュニケーションの主な取組

意見交換会等

- ・食品中の放射性物質
 - ・輸入食品の安全性確保
 - ・ゲノム編集応用食品 など
- をテーマに意見交換会を開催



ホームページ

厚生労働省ホームページ「食品」において、緊急情報やトピックス、施策別の詳細な情報やパンフレット・リーフレットを提供・公開

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html

健康・医療 食品

- 食品中の放射性物質
- トピックス
- 放射能汚染対策
- 放射線計測
- 食糧安全保障
- 食生活の改善
- 食生活の安全
- 食生活の健康
- 食生活の安全
- 食生活の健康
- 食生活の安全
- 食生活の健康

食品の安全性確保を通じた国民の健康のために
食中毒の防止に万全を期するとともに、食料の産地別検査などの各種検査の策定に取り組みます。私たちが毎日、口にする食品の安全性を確保するための施策を行っています。



English

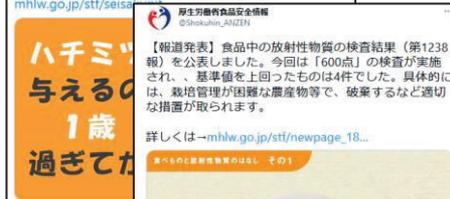
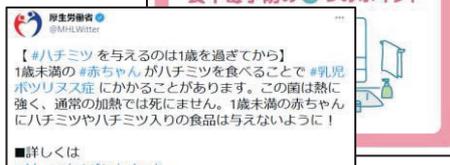
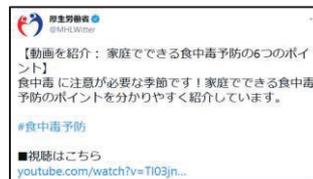


- 食品衛生法の改正について
- 食品の安全に関するQ&A
- 食品安全情報Twitter
- 食品衛生情報システム(食品衛生情報)の活用
- お母はよく焼いて食べよう
- テイクアウト・デリバリーにおける食中毒予防
- 食品中の放射性物質への対応
- 家庭でできる食中毒予防の6つのポイント
- ハチミツを与えるのは1歳未満から

Twitter

厚生労働省の食品衛生行政に関連する情報を積極的に発信

厚生労働省Twitter : <https://twitter.com/MHLWitter>
 食品安全情報Twitter : https://twitter.com/Shokuhin_ANZEN



リーフレット等の作成

食品安全全般、食中毒予防（有毒植物、カンピロバクター、リステリア等）について、一般国民向けのリーフレットを作成



<対策のポイント>

第4次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、**地域の関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進**します。その際、**多世代交流や共食の場の提供等に関する取組**、食育推進基本計画の重点事項である**デジタル化に対応した食育を優先的に支援**します。

<政策目標>

食育推進基本計画の目標の達成

<事業の内容>

<事業イメージ>

【共通】多世代交流、共食の場の提供等に関する取組、オンラインやデジタル媒体の活用した食育を優先的に支援します。

1. 食育を推進するリーダーの育成

地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダー等の育成やその活動促進を支援します。

2. 農林漁業体験機会の提供

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。

3. 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチングにより、共食の場の提供を支援します。

子ども食堂など既存の共食の場における食育の取組を支援します。

4. 学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及

学校給食に地場産物を使用するための生産者とのマッチング、献立の開発・試食、食育授業を支援します。

5. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上

環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上に向けて、意識調査、セミナーの開催等を支援します。

6. 食品ロスの削減

食品ロスの削減に向けた消費者の意識調査や飲食店等と連携した啓発資料の配付やセミナーの開催を支援します。

7. 地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

目標（食育推進基本計画の目標のうち農林漁業体験機会の提供等当省関連）

- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす

目標の達成に資する
地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供



地域における共食の場の提供



地域食文化の継承



- ・食生活の改善や食文化等に対する意識の向上、
- ・地場産食材の活用割合の増加等

食育推進基本計画の目標達成(令和7年度)を目指す

【お問い合わせ先】消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)

<事業の流れ>



<対策のポイント>

第4次食育推進基本計画に基づき食育推進全国大会の開催や、デジタルを活用した食育を促進するための取組等を行い、食育の全国展開を図ります。また、国民のニーズや特性を分析し、食育推進方策の検討を行います。

<政策目標>

食育に関心を持っている国民の割合90%以上（第4次食育推進基本計画〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

第4次食育推進基本計画に基づき、着実に食育を推進します。

1. 食育に関する調査、食育推進全国大会、食育活動の好事例収集・広報 50（54）百万円

食育推進全国大会等を行い、食育の全国展開を図るとともに、食育の推進状況を把握するための意識調査により、国民のニーズや特性を分析し、より効果的な食育推進方策の検討を行います。

2. デジタルを活用した新たな食育の展開 8（8）百万円

「新たな日常」や社会のデジタル化に対応するため、民間企業や農業者等が参加する全国食育推進ネットワークにおける動画発信を強化します。また、オンライン併用のセミナー等を年4回程度開催し、デジタルを活用した食育の推進を行います。

3. フードガイド（食事バランスガイド）の見直し 9（9）百万円

「日本人の食事摂取基準（2020年度版）」の策定等を踏まえ、「フードガイド（現行は食事バランスガイド）」について引き続き見直しを進めるとともに、同ガイドを活用し、健全な食生活の実践を促すための普及・啓発ツールについても検討を行います。

<事業イメージ>

食育推進 全国大会 食育活動表彰

- 国民の食育に対する理解を深めるため、地方公共団体との共催により開催
- ボランティア活動、教育活動又は農林漁業、その他の事業活動を通じて食育を推進する優れた取組を表彰

食育に関する 調査・分析、 事例収集

- 事例を収集し、食育白書の特集に記載するとともに食育を実践している方々への情報提供
- 食育に関心が低い層に訴求できるよう、SDGsも踏まえ、SNSの活用、情報発信や食育推進主体の連携促進

デジタルを活用した 新たな食育

- 食育関係者によるデジタルを活用した情報発信等を促進
- 全国食育推進ネットワークで食育動画ライブラリーを公開

フードガイドの 見直し・普及

- 栄養関係者等による検討会を実施し、フードガイドを見直し



<事業の流れ>



43 ニッポンフードシフト総合推進事業

【令和4年度予算概算決定額 100（114）百万円】

<対策のポイント>

食と環境を支える農業・農村への国民の理解と共感・支持を得るため、**輸出拡大実行戦略**、**みどりの食料システム戦略**、**食と農のつながりの深化**の3点を重点事項として、**メディア・SNS等を活用したストーリー性のある情報発信**を展開するとともに、**首都圏・地方におけるシンポジウム・フェア**を開催します。

<事業目標>

- 食料自給率の向上（供給熱量ベース45%、生産額ベース75% [令和12年度まで]）
- 食料国産率の向上（供給熱量ベース53%、生産額ベース79% [令和12年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 情報発信

農林漁業者による地域の多様な取組や地域の食と農業の魅力について、Z世代を重点ターゲットとして、**メディア・SNS等を活用した情報発信**を展開します。

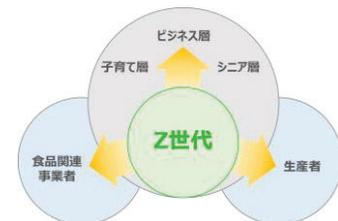
2. 首都圏・地方におけるシンポジウム・フェア

全国の農林漁業者の意欲的な取組、全国各地の農林水産物の価値・魅力の認知拡大・理解醸成等に向けて、**首都圏でシンポジウム・フェアを開催**します。
地域の農業・農村の価値や農林水産物の価値・魅力の再発見、地域の課題解決に向けた取組を促進するために、**地方でシンポジウム・フェアを開催**します。

ニッポンフードシフト総合推進事業

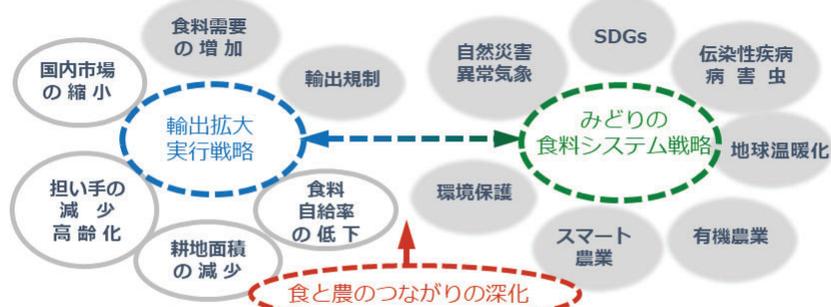


事業全体の方向性を表現したロゴマーク



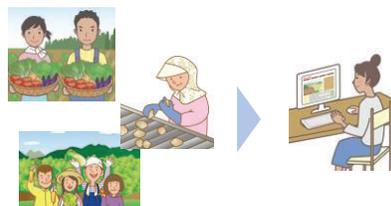
Z世代を重点ターゲットとし、国民全体の理解醸成・行動変容を目指す

食と農に関わる諸課題と本取組の重点事項



ニッポンフードシフト総合推進事業

1 情報発信



農林漁業者による多様な取組
メディア・SNS等を活用して発信

2 首都圏・地方におけるシンポジウム・フェア



オンラインも組み合わせ、首都圏・地方において様々な体験を提供

農業・農村への国民の理解の醸成、食料自給率の向上と食料安全保障の確立

【お問い合わせ先】 大臣官房政策課食料安全保障室（03-6744-2395）

<事業の流れ>

